

明石市認知症あんしんまちづくり条例

逐条解説

令和4年発行
明石市福祉局高齢者総合支援室

目 次

はじめに.....	- 2 -
第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）.....	- 4 -
第 2 章 市の責務及び関係機関等の役割（第 4 条～第 9 条）...	- 8 -
第 3 章 基本的施策（第 10 条～第 16 条）.....	- 13 -
第 4 章 雑則（第 17 条）.....	- 18 -
附 則.....	- 18 -
（参考）第 3 章（第 10 条～第 16 条）の認知症基本的施策について.....	- 19 -

はじめに

我が国では高齢者人口の増加に伴い認知症の人が増加し続け、令和7年度には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると推計されています。認知症は今や誰もが関わる可能性がある身近なものであり、すべての人が、当事者意識をもって認知症と向き合うことが求められています。

国においては、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」が閣議決定され、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することが示されています。本市においても、「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」の中で、「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症施策を展開しています。

他方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、認知症の人を含めた在宅での支援や介護を要する人は、介護サービスを利用する際の制約等の生活環境の変化によって日常生活に大きな影響を受けています。そのため、本市では、令和2年10月から「認知症あんしんプロジェクト」を立ち上げ、認知症早期支援事業の対象年齢の引き下げ等既存の施策の拡充とともに、認知症サポート給付金の支給、あかしオレンジ手帳やサポート無料券の交付など独自の施策を展開してきました。

本条例は、このような社会情勢の変化に対応し、市や認知症の関係機関だけでなく、市民や事業者等とともにそれぞれの役割のもと連携しながら、自らの意思でまちづくりに取り組むため、以下の3点、

- ① 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの基本理念
- ② 市の責務並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関の役割
- ③ 市の施策の基本事項

を定めています。

この条例における支援の対象は「認知症の人及び家族」としています。本市では誰一人取り残さない共生社会の実現を目指しており、介護を担う家族も対象としています。また、認知症の人の社会参加を支援することも規定しています。認知症の人が生き生きと活動している姿は、認知症への見方を変えるきっかけとなり、多くの認知症の人に希望を与えるものです。

今後も本条例に基づき、関係機関等と協力しつつ、認知症の人や家族にやさしいまちづくりを進めてまいります。

【認知症施策推進大綱（令和元年6月18日）（抜粋）】

P 3 1 基本的考え方

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。

【明石市高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画（抜粋）】

P 66 2. 認知症の人や家族への支援の充実

（抜粋）認知症の人の意思が尊重され、認知症の人やその家族が、安心して自分らしく暮らし続けていける共生社会「認知症にやさしいまち明石」を目指して施策を総合的に推進します。施策の推進にあたっては、令和元年6月に国より発表された認知症施策推進大綱に沿って進めていきます。また、令和2年10月より「認知症あんしんプロジェクト」を発足し、「本人の尊厳確保」「家族負担の軽減」「地域の理解促進」を基本方針として、さらなる取組を推進していきます。

【認知症あんしんプロジェクト（令和2年10月～）】

本市では、令和2年10月から「認知症あんしんプロジェクト」を立ち上げ、認知症早期支援事業の対象年齢の引き下げ等既存の施策の拡充とともに、認知症サポート給付金の支給、あかしオレンジ手帳やサポート券の交付など独自の施策を展開。新型コロナウイルス感染症の拡大や外出自粛の影響で、これまで以上に機能低下が進む認知症の人やその家族を支援している。

第1章 総則（第1条～第3条）

（目的）

第1条 この条例は、認知症の人等を社会全体で支え合うことが高齢社会における課題であり、共生社会の実現に資することを鑑み、認知症の人等に対する支援を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念を定め、明石市（以下「市」という。）の責務等を明らかにし、及び基本的施策その他の基本となる事項を定めることにより、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現することを目的とする。

【解説】

本条は、条例の目的を規定しています。

高齢化の進展に伴い認知症の人の増加が見込まれる中、市民一人ひとりが認知症について向き合い、認知症の人や家族の意思が尊重され、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活することができるまちづくりを、認知症の人や家族をはじめ、市や市民、関係者がともに連携して推進するため、本条例を制定しました。

誰もが認知症となる可能性があり認知症の人が地域で増える中、認知症に関する専門機関だけではなく、地域全体で支え合うことが必要になっています。今後、認知症施策や取組を効果的に進めるためには、市や市民等が基本理念を共有し役割を果たすことが重要となります。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- （2） 認知症の人等 認知症の人及びその家族をいう。
- （3） 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- （4） 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。
- （5） 地域組織 明石市自治基本条例（平成22年条例第3号）第17条第1項に規定する協働のまちづくり推進組織、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他一定の区域に居住する者等により構成される団体をいう。

(6) 関係機関 認知症に関する医療、介護、支援等に携わる機関（地域組織を除く。）をいう。

【解説】

本条は、条例で使用する用語の定義を規定しています。

「認知症」は、加齢によるもの忘れとは異なり、脳の病気により日常生活に支障をきたすほど認知機能が低下した状態です。また、若くても発症することがあり 65 歳未満で発症した認知症を若年性認知症といいます。

「認知症の人等」は、認知症の人だけではなく、その家族も定義に含んでいます。認知症施策や取組においては、認知症の人に対する支援と同様に、家族に対する支援も重要です。以降の解説においても「認知症の人と家族」を「認知症の人等」とします。

「市民」は、市内に居住している人に限らず、仕事や学校などで明石市に来られる人も含んでいます。市民にもこの条例の理念を理解していただくことが重要です。

「事業者」は、小売店や公共交通機関、金融機関等、市内において事業活動を行う事業者を指しています。

「地域組織」は、協働のまちづくり推進組織、地域活動を行う団体を指します。例えば、自治会や町内会、「認知症カフェ」や「認知症家族会」等も含まれます。

「関係機関」は、地域総合支援センター、かかりつけ医、介護施設、支援団体等、認知症に関する専門知識を有した機関を指します。

【介護保険法（平成 9 年法律第 123 号（抜粋））

（認知症に関する施策の総合的な推進等）

第 5 条の 2 第 1 項 （抜粋）認知症（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。）

【明石市自治基本条例（平成 22 年条例第 3 号）（抜粋）

（地域コミュニティ）

第 17 条第 1 項 （抜粋）地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織（以下「協働のまちづくり推進組織」という。）

【地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抜粋）

第 260 条の 2 第 1 項 （抜粋）町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づい

て形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）

（基本理念）

第3条 市並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関（以下「関係機関等」という。）は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するものとする。

- （1） 認知症の人等の意思決定に係る支援が適切に行われるとともに、認知症の人等の自発的意思が尊重され、その尊厳が重んぜられること。
- （2） 認知症の人等の視点に立って取り組み、認知症の人等が必要な支援を受けられることができる支援体制の実現を目指すこと。
- （3） 認知症に関する正しい知識及び理解を深め、各々の役割及び責務を認識し、相互に連携し支え合う地域社会の実現を目指すこと。

【解説】

本条は基本理念を規定しています。認知症に関する、市の基本的な姿勢や考え方を明らかにするものであり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するため、以下3点を掲げています。

① 認知症の人等の尊厳確保

市や関係機関等は、認知症の人等の意思を尊重しその支援をしていくことを規定しています。認知症の人が、住み慣れた地域において地域の一員として自分らしく生きるためには、その意思が尊重されることが重要です。また、認知症のケアについては家族の協力も必要不可欠であり、認知症の人だけでなく、家族の意思も尊重されることが重要です。市や関係機関等は、認知症施策や取組を行う際に、認知症の人等が意見を発する機会を積極的に設ける等、認知症の人等の視点に立つことが重要です。

② 認知症の人への支援、家族の負担の軽減

認知症の人は、診断直後等は認知症の受容ができず不安が大きくなり、家族には過度な負担がかかっていることがあります。認知症の人には初期診断から継続した支援、家族には介護サービス等を通してその負担を軽減させることが重要です。

③ 地域での支えあい・地域づくり

認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。そのため、地域に住む人達が自分のこととしてとらえ、普段から支え合う意識を持つことが重要です。市や関係機関等が当事者意識をもって認知症

への理解を深め、それぞれの責務と役割のもとに相互に連携することが重要です。

第2章 市の責務及び関係機関等の役割（第4条～第9条）

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等と連携しながら、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。

- （1） 認知症に関する正しい知識の普及並びに認知症の人等に対する支援に必要な情報の収集、整理、分析、提供及び研究
- （2） 認知症の人等に対する支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るための施策
- （3） 認知症の人等を地域の連携及び協働によって支え合うまちづくりを推進するための取組及び環境整備に関する施策
- （4） 前3号に掲げるもののほか、認知症の人等が地域で安心して暮らすために必要な支援

【解説】

本条では、市の責務を規定しています。

市は、市民の誰一人取り残さない、やさしいまちづくりの推進のために、総合的に様々な取組を進めています。

認知症施策等もこの一環であり、市は市民に一番近い基礎自治体として、地域の実情に応じて、リーダーシップを持って施策等を展開します。具体的には、「認知症あんしんプロジェクト」の継続、認知症サポーターの地域活動の支援等の明石市独自の施策に取り組みます。

また、認知症に関する最新の知見や他市の状況の収集や提供を行います。

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのためには、一人ひとりが正しい知識や技能を身に付け基本理念を共有し、様々な主体や団体が相互に連携し合うことが重要です。そこで、市では市民や関係機関等に対して、知識、技能の普及啓発を行うとともに、連携や協働を推進します。

（認知症の人等の役割）

第5条 認知症の人等は、安心して暮らせるまちを築くために、自らの希望、思い、気づいたこと等を、市及び関係機関等に発信するものとする。

2 認知症の人等は、地域の一員として、自らの意思に基づき社会参加を行うものとする。

【解説】

本条では、認知症の人と、家族の役割を規定しています。

第1項では、認知症の人ができることを活かして希望や生きがいを持って前向きに暮らす姿は、多くの認知症の人に希望を与えるとともに、地域における認知症への理解を進めることとなります。認知症の人等が自らの思い（希望や思い、気づいたこと等）を周囲に発信することも社会参加につながります。認知症の人等も地域社会の一員として、可能な範囲で自分の思いを発信していただきたいと考えています。

第2項では、認知症の人等が自らの意思に基づき社会参加を行うことを規定しています。例えば、認知症の人が自らの気持ちや意見を表明し、地域の人と交流することも社会参加となります。認知症の人等の意向を尊重するためには、その人の思いを、市や関係機関等が知る必要があります。市や関係機関等は、施策等を行う際に、認知症の人等が意見を発する機会を積極的に設けて、その意向を尊重することが重要です。

（市民の役割）

第6条 市民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして認識し、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人等が安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進するため、交流、見守りその他の市民相互の支え合いに取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、市民の役割を規定しています。

第1項では、市民は、認知症についての理解を深めるよう努めることを規定しています。認知症の人等が自分らしく暮らせる社会を実現するためには、市民一人ひとりが、認知症の人等の視点に立つ必要があります。そのため、市民は認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めながら、積極的に認知症の人等と関わっていくことが重要です。また、自分も認知症になるということを実感し、その理解を深めようとする姿勢も大切です。

第2項では、市民は、認知症の人等を地域で支え合うため、交流や見守り活動等にできる範囲で取り組むことを規定しています。社会的孤立の解消や見守り、運動不足・生活習慣の改善等の関係機関等が実施する施策に参加するよう努め

ることが重要です。

第3項では、市が行う認知症施策等に対して市民は協力するよう努めることを規定しています。認知症への理解促進、認知症の人等との交流や見守り等の取組に関しても、可能な範囲で協力することは、自身に対する認知症の備えにもつながることから自発的に参加いただくことが重要です。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人等の状況に応じて適切な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人等が働きやすい環境の整備及び認知症の人等の就労の継続のために必要な配慮を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、事業者の役割を規定しています。

第1項では、事業者は、自ら認知症に関する理解を深め、従業員に対し認知症を正しく理解し、適切な配慮が行われるよう教育し、さらに、認知症の特性に応じた対応ができる環境づくりに努めることを規定しています。普段の生活の中で適切な対応がなされることにより、認知症の人等が安心して暮らせるようになります。

第2項では、認知症の人等の就労の継続と認知症の特性に応じた就労への配慮や、介護状況に応じた配慮を可能な範囲で事業者へ求めることを規定しています。若年性認知症の人は、本人やパートナーが現役世代であり、病気のために仕事に支障が出たり、離職を余儀なくされることで、家族全体の生活へ大きな影響を与える可能性があります。事業者が可能な範囲において配慮を行うことで、認知症の人も社会の一員として、その有する力を活かすことができるようになり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりが進みます。

第3項では、市が行う認知症施策等に対して事業者は協力するよう努めることを規定しています。例えば、「認知症あんしんプロジェクト」の啓発やあかしオレンジサポーター協力事業所への登録、認知症施策の会議への参画等が考えられます。

(地域組織の役割)

- 第8条 地域組織は、認知症に関する理解を深め、認知症の人等の生活の状況の見守りその他の支援を行うとともに、認知症の予防に関する活動、認知症の人等及び地域住民が相互に交流を図ることができる居場所づくり等に積極的に取り組み、認知症の人等が安心して暮らせる環境の整備に努めるものとする。
- 2 地域組織は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、地域組織の役割を規定しています。

第1項では、地域組織が認知症に対する正しい知識と理解を持って、認知症の人等を見守る体制や認知症予防活動の整備に努めることを規定しています。例えば、居場所としての「認知症カフェ」や家族へのケアとしての「認知症家族会」等、これまでも地域組織によって地域で支え合う取組が進められてきました。引き続き、市がこれらの取組を支えるとともに、地域における自主的な活動に対しても市や関係機関等は支援や連携を行っていくことが必要です。

第2項では、市が行う認知症施策等に対して地域組織は協力するよう努めることを規定しています。地域の実情は様々であるため、地域の特性を把握している地域組織と認知症施策等を推進する市が連携することで、市民一人ひとりに寄り添う地域づくりを推進します。

(関係機関の役割)

- 第9条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能を向上させ、及び認知症の人等に適切なサービスが提供されるよう努めるものとする。
- 2 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能を活用し、認知症に関する正しい知識の普及及び啓発を行うとともに、認知症の人等を支援する人材の育成に努めるものとする。
- 3 関係機関は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、関係機関の役割を規定しています。

第1項では、関係機関は、認知症に関する専門家として、専門知識や技能の向上に努めることを規定しています。また、認知症に早期に気づき適切なサービスにつなげるため、地域総合支援センターや医療機関等の関係機関が相互に

連携し、適切な対応ができる体制を築くとともに、認知症の人等に困りごとがあればすぐに相談できる関係を普段から作っていくことが重要です。

第2項では、適切なサービスを提供するとともに、その知見を活かして、他の関係機関等に対し情報提供、啓発等の取組を行うことを規定しています。認知症の人等を支援できる人材の確保・育成に努めることも規定しています。

第3項では、関係機関は、市が行う認知症施策等の実施に際して、市と協議することや地域における課題を共有する等を行うよう努めることを規定しています。

第3章 基本的施策（第10条～第16条）

（知識の普及及び人材育成等）

- 第10条 市は、第5条第1項に規定する認知症の人等による発信を支援するとともに、市民、事業者及び地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 2 市は、関係機関と連携し、医療及び介護に従事する者が認知症の人等を支援するために必要な知識及び技能の向上を図るものとする。
- 3 市は、認知症サポーター（国が定める認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する正しい知識を持って地域又は職域で認知症の人等を支える者をいう。以下同じ。）の養成を推進するものとする。
- 4 市は、認知症予防に関する啓発及び知識の普及を行うとともに、関係機関等が主体的に実施する認知症予防に関する活動を支援するものとする。

【解説】

本条では、市が実施する基本的施策のうち、知識の普及及び人材育成等について規定しています。

第1項では、認知症の人等による発信を支援するとともに、啓発活動を行うこととしています。周囲の人が認知症に対する知識を持ち、理解を深めることが、認知症の人等に対する正しい対応と支援につながります。啓発活動を引き続き進めるとともに、認知症の人等が自分の思いを発信できる機会の場を作っていきます。

第2項では、医療や介護の適切なサービスを提供するには、認知症に関する専門知識や技術の向上が求められることから、市も関係機関と協力し、従事者の知識、技能の向上を図っていくこととしています。

第3項では、認知症サポーターの養成を推進することとしています。認知症に対する正しい知識と理解を持ち地域で認知症の人等に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターや講座の講師役となるキャラバン・メイトは、全国で養成されており、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。市ではこれまでも認知症サポーター養成講座やキャラバン・メイト養成講座を積極的に展開してきました。令和3年より認知症サポーターを「オレンジサポーター」と市内での呼び名を変更し、キャラバン・メイトとともにより一層の講座受講の推進を図ります。

第4項では、「認知症施策推進大綱」において、社会参加による社会的孤立の

解消や役割を持つこと等が認知症の発症を遅らせることができる可能性があるとしており、地域における交流や運動等、認知症予防に関する取組について市が支援することとしています。地域において高齢者が身近に通える場を整備するとともに、認知症の人のみならず高齢者を対象とした社会参加活動の場も活用し、予防に役立つ可能性のある活動を支援することとしています。

(早期支援等)

- 第11条 市は、認知症の疑いのある人に早期に気づき、及び認知症の人等が早期に必要な支援を受けられるよう、相談体制の整備及び充実を図るものとする。
- 2 市は、認知症に関する相談を行った者等に対し、その状況に応じて切れ目なく支援を行うため、必要な施策を講じるものとする。
- 3 市は、前2項の施策を推進するため、明石市地域総合支援センター条例（平成29年条例第21号）に規定する地域総合支援センターを中心として関係機関相互の連携協力体制の整備を図るものとする。

【解説】

本条では、市が実施する基本的施策のうち、早期支援等について規定しています。

第1項では、認知症の疑いがある人に早期に気づき、認知症の人が安心して暮らしていけるよう適切に対応しています。地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する相談窓口である地域総合支援センターを整備し相談体制を築くとともに、認知症に関することなら何でも電話相談できる「認知症相談ダイヤル」を明石市社会福祉協議会に設置する等、身近で相談しやすい体制を築いています。

第2項では、相談者等に対してその人の状況にあった継続的支援を行うこととしています。市においては、複数の専門職が、認知症の疑いがある人や認知症の人等に対して訪問等を実施し、包括的・集中的な支援を行う認知症初期集中支援チームを設置しています。また、認知症と診断された人に対して、認知症に関する知識やサービス等を掲載したあかしオレンジ手帳を発行する等、初期対応からの継続支援につなげています。

第3項では、前2項に掲げた相談支援体制の整備と継続的支援については、地域総合支援センターを中心とした関係機関の連携協力体制を整備することとしています。認知症の人に対する早期の気づきや初期の対応には、地域の機関との普段からのネットワーク形成が重要です。地域の機関とは、医療機関や介

護施設等の地域の関係機関だけではなく、「本人の変化に早期に気づく」という観点からは、例えば、スーパーマーケットや金融機関等の地域の事業者との連携も重要です。

(認知症の人等への支援)

第12条 市は、認知症の人等が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 認知症の人等に対して適時に、適切な支援を実施するための医療及び介護の連携体制並びに施設の整備
- (2) 認知症の人が行方不明となることを未然に防止するための、関係機関等と連携した地域における見守り体制の整備
- (3) 認知症の人が安心して自立した生活を営むための、認知症の人の就労の継続等のために必要な支援及び必要な社会保障制度が確実に提供されるための支援

【解説】

本条では、市が実施する基本的施策のうち、認知症の人等への支援について規定しています。

(1) では、その時々本人の状態に応じた医療や介護の提供や、家族の介護状況に応じた適切な支援ができるよう、医療と介護の連携を推進するため体制や施設の整備についても規定しています。

(2) では、認知症の人が行方不明にならないため、地域での見守り体制の整備を行うこととしています。これまでも、民生児童委員による地域の見守りをはじめ、明石市社会福祉協議会による見守りネットワーク事業など重層的に行っています。地域における理解を進めることは、日頃からの声かけ等、地域における見守り体制の強化につながります。

(3) では、認知症の人等の就労とその継続、必要とされる社会保障制度へつなげるための支援を行うこととしています。本条においては、事業者の役割として、働きやすい環境の整備や就労の継続に配慮することを規定しており、市もこれを支援することとしています。また、認知症の人等が安心して自立した生活を営むためには、就労だけでなく、必要な社会保障制度につなげることも重要です。認知症の人等の支えとなる制度は、介護、医療、労働等の多岐の分野を横断するため、全体像が複雑で把握が難しいことが特徴です。本項はこれらの課題を横断的に対応していくこととするものです。

(地域づくり及び社会参加の推進)

第13条 市は、地域における支え合いの意識の醸成、認知症の人等が社会での役割及び生きがいを持って活動することができる社会参加の場の確保等、認知症になっても地域の一員として社会生活を営むことができる社会の実現に向けて、支援を行うものとする。

2 市は、関係機関等と連携し、認知症の人等に対する支援活動に意欲のある認知症サポーターが地域で活動するために必要な施策を実施するものとする。

【解説】

本条では、市が実施する基本的施策のうち、地域づくり及び社会参加の推進について規定しています。

第1項では、認知症の人等が地域の一員として生きがいを持って社会生活を送るための地域づくりを行うこととしています。認知症の人等と地域に住む方々との間に、日頃からのコミュニケーションや活動を通じて、顔の見える関係を築き上げることが大切です。その関係性を構築することで、周囲の人が本人の変化に早期に気づきその後の対応につながります。また、認知症の人等の住み慣れた地域での活動や交流が、本人の認知症状の緩和や生きがい、家族の介護支援につながります。

第2項では、意欲のある認知症サポーターに対して、更なる研修を行い、地域等で活躍する取組を進めることとしています。「認知症施策推進大綱」においては、認知症サポーターに対してステップアップ講座を実施し、認知症の人等への具体的な支援につなげる仕組みを構築することとされており、全国でも同様の取組が進められているところです。市においては、オレンジサポーター養成講座のステップアップ講座であるシルバーサポーター養成講座やゴールドサポーター養成講座を独自に創設・開催し、地域支援等につなげていくこととしています。

(成年後見制度の利用促進等)

第14条 市は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、成年後見制度の利用の促進及び市民後見人（成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる者として家庭裁判所が選任するものをいう。）の養成を行うものとする。

【解説】

本条では、市が実施する基本的施策のうち、成年後見制度の利用促進等につ

いて規定しています。

認知症により判断能力が低下した人の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用の促進及び市民後見人の養成を行うこととしています。これまで、市では法的な側面から認知症の人を支援する成年後見人制度の普及促進に関する取組を後見支援センターや地域総合支援センターで行っており、認知症の人等が安心して安全に自分らしく暮らし続けられるよう、さらに成年後見制度を推進していくことを改めて規定するものです。

(関係機関等との連携及び情報共有)

第15条 市は、認知症に関する施策を推進するため、必要に応じて関係機関等との情報共有及び連携強化を行うものとする。

【解説】

本条では、市と関係機関等が情報共有や連携を行い、認知症施策を進めることとしています。医療や介護等の機関だけでなく、認知症の人が日常的に利用するスーパーマーケットや金融機関等との協力が必要です。また、認知症の人等の困りごと等に関して関係機関等で共有し対応を考えることも重要です。

市は、関係機関等と意見交換等を行う認知症あんしんネットワーク会議を開催し、明石市医師会と「認知症施策に関する包括連携協定」を締結する等の連携を進めています。

(非常時等の対応)

第16条 市は、感染症、災害等の発生時における認知症の人等の安全確保に資するため、関係機関等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条では、市が実施する基本的施策のうち、感染症や災害発生時等の非常事態に際し、認知症の人等の安全確保のため、市が関係機関等と連携し対応することとしています。

例えば、大雨による洪水により避難が必要な場合に迅速に支援するため、本人の同意のもと住所等の基礎情報を得ており、関係機関等と連携し非常時の対応に備えています。

第4章 雑則（第17条）

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例の施行について必要となる事務の詳細は別途定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考) 第3章 (第10条～第16条) の認知症基本的施策について

条例の第3章においては、基本的施策を掲げ、明石市内の認知症施策について列挙しています。その具体的な中身については主に以下を想定しています(令和4年4月現在)。

第10条 知識の普及及び人材育成等

事業	内容
「認知症のキホン」 (認知症ケアパス) の活用	認知症の症状の進行に合わせて利用できるサービスや制度等の標準的な流れを示したガイドブック「認知症のキホン」を活用し、認知症に対する啓発や制度の利用等に繋げている。(市窓口、地域総合支援センター等に設置)
若年性認知症の 周知啓発	認知症ケアパスに加え、「若年性認知症のキホン」を作成し、若年性認知症の人が利用できる制度や相談窓口等を掲載案内。
「明石市高齢者福祉 月間」の設置	9月を「明石市高齢者福祉月間」と定め、地域主催の敬老会や高齢者の活動表彰などの敬老事業などとともに、認知症啓発イベント等を集中的に実施し、まち全体で高齢者支援や認知症理解に対する機運を高め、高齢になっても安心して暮らせるまちづくりにつなげる。
若年性認知症の支援 体制整備	市福祉局職員および地域総合支援センター職員を対象にした若年性認知症対応研修の実施や相談対応職員の配置等。
オレンジサポーター (認知症サポーター) の養成	認知症の正しい理解を深めるため、講師(キャラバン・メイト)が市内各地に向いて講座を開催し、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者であるオレンジサポーター(認知症サポーター)を養成。
認知症予防事業	認知症の予防や進行の抑制を目的とした認知機能トレーニングを行う等の地域組織の活動を支援する。

第 11 条 早期支援等（相談体制の整備を含む）

事 業	内 容
相談体制の充実	<p>認知症について気軽に相談できるよう、市内 6 か所に地域総合支援センターを設置。また、認知症に関することなら何でも電話相談できる「認知症相談ダイヤル」を明石市社会福祉協議会に設置。</p>
精神保健相談	<p>専門医師と保健師、ケースワーカー等が訪問し、相談や保健福祉サービスの紹介を行う。</p>
認知症早期支援事業 （診断費用助成制度）	<p>市が作成する認知症チェックシートを提出した人で認知症の疑いがある人に対し受診を勧奨し、医療機関で認知症の受診をした場合の医療費を助成。また、認知症の診断を受けた人に対し、タクシー券又は徘徊検索端末の基本使用料を助成。</p> <p><助成内容> 〔対象：65歳以上、若年性認知症の方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① チェックシート提出者：図書カード 500 円分 ② 診断費用：無料 ③ 認知症と診断された人：タクシー券（6,000 円分）又は 居場所検索性端末基本使用料 1 年間分
認知症サポート給付金の支給	<p>医療機関で認知症と診断され、在宅で生活している人に 2 万円を支給し、給付金申請を契機に早期の支援や見守りにつなげる。</p>
あかしオレンジ手帳の発行	<p>認知症の人（認知症サポート給付金の受給者）に対して、認知症の支援方法や相談機関、支援サービスなどの各種情報を掲載した手帳を交付。医療受診や介護サービスの利用状況も経年的に記載できるようにし、医療や介護等の連携を図ることで、総合的な支援につなげる。</p>
認知症初期集中支援チーム事業	<p>認知症の人やその疑いがある人で、継続的な医療サービスや介護サービスを受けていない人を対象に社会福祉士、保健師等の専門職が家庭等を訪問し、本人や家族に集中的に関わり、適切な支援につなげる。</p>

第 12 条 認知症の人等への支援

事 業	内 容
日常生活用具の給付	<p>在宅の認知症やねたきり等の一人暮らし又は二人暮らしの高齢者等に、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付。</p> <p>〔対象：65歳以上の要介護認定「要介護1以上」のひとり暮らし等の世帯（非課税世帯）〕</p>
家族介護用品の支給	<p>認知症や寝たきり等の介護を要する人を自宅で介護する家族に対し、介護用品（紙おむつや尿パッド等 月額上限 8,000 円）を毎月配達により支給し、介護者の負担軽減を図る。また配達員による見守り支援サービスを令和 2 年 7 月から開始。同時に対象を介護度 3 以上に拡充し実施中。（従来：要介護 4 以上）</p> <p>〔対象：要介護 3 以上の介護者（非課税世帯）〕</p>
家族介護手当	<p>在宅の介護を要する高齢者の介護者に手当（年額 100,000 円）を支給。</p> <p>〔対象：65歳以上の要介護認定「要介護4・5」の方で介護保険のサービス等を過去 1 年間受けていない人の介護者（非課税世帯）〕</p>
通院タクシー利用券の交付	<p>一般の公共交通機関を利用することが困難な要介護状態の在宅高齢者に対し、通院用のタクシー利用券を交付。（年額最高：24,000 円分）</p> <p>〔対象：要介護認定「要介護1」以上の在宅高齢者〕</p>
運転免許証の返納支援	<p>運転免許を自主的に返納した市民に、図書カード 3,000 円分または交通系 IC カード（ICOCA）3,000 円分（デポジット 500 円分含む）を贈呈。また、返納を勧めた人がいる場合、勧めた人（市民に限る）にも、図書カード 1,000 円を贈呈。</p> <p>〔対象：65歳以上の方〕</p>
3つのサポート無料券	<p>「あかしオレンジ手帳」の交付時に以下のサポート無料券（あんしんチケット）を配付し、介護者の負担軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①あかしオレンジ弁当券（本人及び介護者の弁当を無料で宅配） ② 寄り添い支援サービス券（見守り、話し相手、外出時の付き添いなどの支援） ③ お試しショートステイ券
グループホーム等の整備	<p>認知症の高齢者が住み慣れた地域で暮らしを続けていけるよう、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等地域密着型サービスの拡充に努める。</p>

要援護者見守り SOSネットワーク事業	認知症の人の家族等が事前に登録し、認知症の人が行方不明になった際に早期に気づき、保護につなげるよう、メールを特定の協力者へ一斉送信する。 〔対象：65歳以上の認知症の人〕（実施主体：社会福祉協議会）
GPS（居場所検索用端末機）の貸与	認知症高齢者が行方不明になった場合の居場所の早期発見、事故防止および家族の負担軽減を図るため、認知症高齢者を介護している家族に、居場所検索用端末機を貸与。 〔対象：65歳以上の認知症高齢者を介護する家族等〕
認知症介護家族会 （あった会）	認知症高齢者等を介護している家族や本人、介護経験者等が集い、介護体験の交流を行い、助言や情報の提供を行う。
若年性認知症家族会 （ひまわり）	若年性認知症の人を介護している家族や本人、介護経験者等が集い、介護体験の交流を行い、助言や情報の提供を行う。

第13条 地域づくり及び社会参加の推進

事業	内容
認知症カフェ助成	認知症の人とその家族、地域住民、専門職等が、お互いの悩みを話したり、情報交換を行う、集いの場の開催に対する助成金の交付。 ＜助成内容＞ ・開設助成金：上限20,000円 ・運営助成金：年額上限120,000円 ・特別助成金：年額上限20,000円
キャラバン・メイト養成講座の実施	オレンジサポーター養成講座にて講師役となる人を養成する講座を実施。
ゴールドサポーター、シルバーサポーターの養成	オレンジサポーター養成講座受講済みの人を対象に、地域で活動するための研修を実施し、地域での活動の場の提供や自主活動への支援を実施。

高齢者見守り協定	高齢者と関係の深い事業者と協定を締結し、事業活動を通じて高齢者の安否確認や見守りを実施、異変があれば市へ連絡してもらえるよう協定を締結。
あかしオレンジサポーター協力事業所	従業員の複数名がオレンジサポーターの事業所を「あかしオレンジサポーター協力事業所」に認定。店頭等に貼れるステッカーを配付。登録事業所をHP上で公開。
高齢者応援企業認定事業	高齢者を支援する活動を行っている企業を応援企業に認定し、まちぐるみで高齢者を応援する体制づくりを促進する。企業向けオレンジサポーター養成講座等も開催。

第14条 成年後見制度の利用促進等

事業	内容
成年後見制度利用支援	認知症等により判断能力が低下し、日常生活を営むことに支障がある高齢者等が、より安全な日常生活を営むことができるよう、申立てを行う親族等がない場合に、市長が代わって申立て手続きを実施。また、必要に応じて申立て費用の助成や後見人への報酬助成も行う。 〔対象：認知症等の高齢者で、後見開始等審判請求を行う親族がない人〕
市民後見人養成講座	市民後見人制度とは、市民が認知症の人と近い目線で地域の身近な立場から後見人となり、後見制度を支える仕組み。市民後見人を養成するための講座を開催。
認知症後見プロジェクト	高齢者の財産を守り生活支援をするためにモデル的に後見基金を活用し、成年後見申立費用等の立替助成等の取組。

第15条 関係機関等との連携及び情報共有

事業	内容
認知症あんしんネットワーク会議	認知症家族会をはじめ、明石市内の認知症施策に関わる関係者が集まり、情報共有や意見交換を行う。
明石市医師会との認知症施策に関する包括連携協定	明石市と明石市医師会がそれぞれに持つ専門知識や機能を活かしながら、明石市が進める認知症施策に関して更なる連携を図るよう協定を締結。

第 16 条 非常時等の対応

事 業	内 容
避難行動要支援者名簿	台風や大雨、地震などの大きな災害が起こった際に自分自身で身を守ることが困難な人（避難行動要支援者）を、迅速に支援するため、平常時より、本人の同意を得て集めた地域の要援護者の基礎情報。この情報に基づき災害対応を行う。
新型コロナウイルスのワクチン接種の同行支援	寄り添い支援サービスが提供する外出支援においては、新型コロナウイルスワクチン接種の同行支援も対応可能とした。